

## 2020年市議会11月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第20号](#) 介護保険制度の改善を求める意見書
- [意見書（案）第21号](#) 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書
- [意見書（案）第22号](#) 犯罪被害者支援の充実を求める意見書
- [意見書（案）第23号](#) 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書
- [意見書（案）第24号](#) 後期高齢者の医療費窓口負担割合の引き上げを行わないことを求める意見書
- [意見書（案）第25号](#) 日本学術会議第25期推薦会員の任命拒否を撤回することを求める意見書
- [意見書（案）第26号](#) 新型コロナウイルスワクチンの検証的臨床試験の確実な実施と、接種の自己決定を尊重することを求める意見書
- [意見書（案）第27号](#) 少人数学級の速やかな実施を求める意見書
- [意見書（案）第28号](#) 長引くコロナ禍の下での営業や雇用を守る支援の継続・拡充を求める意見書

## 介護保険制度の改善を求める意見書（案）

【新和提案】

介護保険制度は、その創設から 20 年が経過し、サービスの利用者は制度創設時の 3 倍を超え、介護サービスの提供事業所数も増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきている。一方、高齢化に伴い介護費用の総額も制度創設時から約 3 倍の 11.7 兆円になるとともに、第 1 号保険料の全国平均は 6,000 円に達しようとしている。

我が国においては、総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していく。いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年には、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれ、第 1 号保険料は 9,000 円に達すると見込まれている。また、第 2 号保険料についても、2018 年度の保険料率は 1.5% 程度であるが、

2040 年には 2.6% 程度に増加することが見込まれる状況である。こうした状況の中で、必要な保険給付等を行うと同時に、給付と負担のバランスを取りつつ、保険料、公費及び利用者負担の適切な組み合わせにより、制度の持続可能性を高めていくことが必要である。しかし、国民の大幅な所得の伸びが見込めない現状において、低・中間所得者層の利用者負担や社会保険料の増加は、高齢者のみならず現役世代、中小企業にとって大きな負担となる。

また、現在、介護関係職種の有効求人倍率が平成 30 年度で 3.95 倍となるなど、介護人材不足の状況はますます厳しくなっている。国の推計では、2025 年度末までに約 55 万人、年間 6 万人程度の介護人材を確保することが必要とされている。さらに、2040 年を見据えると、2025 年以降は介護の担い手である現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が課題となる。国においては、これまでから介護職員の処遇改善に取り組んでこられているものの、処遇改善は介護人材確保対策の最も重要な柱であり、継続的な取組が必要である。

介護保険制度は、高齢者の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを理念とし、要介護状態等の軽減、悪化の防止に資するよう、必要な保険給付等を行うものである。

よって、国及び政府においては、今後、2040 年に向けて、介護保険制度が果たす役割は一層大きくなると考えられることから、介護保険制度が社会連帯の精神に基づき共同してリスクに備える共助の仕組みであることを基本に、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 給付と負担の見直しに当たっては、特に低・中間所得者層の負担増とならないよう配慮すること。あわせて、低・中間所得者層の負担軽減策は国費によって行い、地方公共団体の財政的負担増とならないよう配慮すること。
- 2 介護人材確保のため、賃金制度の整備を進めることも含め、介護職員のさらなる処遇改善を着実にを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

## 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）

【公明提案】

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で産まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で産まれたことになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となった。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う特定不妊治療助成事業が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきており、また、不妊治療への保険適用もなされてきた。しかし、保険適用の範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を令和2年10月から始めているが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

よって、国及び政府においては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことができるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

### 記

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない人工授精をはじめ、特定不妊治療である体外受精や顕微授精、さらには男性に対する治療についてもその対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象に経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事の両立ができる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症への保険適用や、事実婚での不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 犯罪被害者支援の充実を求める意見書（案）

【公明提案】

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの法整備は、未だ十分になされているとは言い難い。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった、経済的な支援を必要とする施策は未だに実現されていない。

また、犯罪被害者支援条例の制定や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設立といった施策も、地域によって大きな格差を残している。

よって、犯罪被害者の権利に対応して、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っている国及び政府においては、犯罪被害者支援の充実を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

### 記

- 1 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を請求できるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
- 2 犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。
- 3 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
- 4 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低1か所は設立し、人的・財政的支援を行うこと。
- 5 地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者支援条例が制定できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書（案）

【公明提案】

国においては空き家などが増える一方、高齢者、障がい者、低所得者、ひとり親家庭、外国人、刑務所出所者等住居確保要配慮者は増え、頻発する災害による被災者への対応も急務となっている。

また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃の支払いに悩む人が急増し、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、今年4月から9月までの半年間で10万件を超え、昨年度1年間のおよそ26倍に上っている。

住まいは生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤であり、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっている。よって、国及び政府においては、下記の事項を速やかに実施するよう、強く要望する。

### 記

- 1 住居確保給付金の利用者の状況等実態調査を踏まえ、住居確保給付金の支給期間（最長9か月）の延長、収入要件の公営住宅入居収入水準への引き上げ、支給上限額を近傍同種の住宅の家賃水準への引き上げなど、より使いやすい制度へ見直すこと。
- 2 住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭など住まいの確保に困難を抱えている人が住んでいる家をそのままセーフティネット住宅として登録し、転居することなく、公営住宅並みの家賃で住み続けることができるよう、住宅セーフティネット制度の公募原則の適用を外すととともに、家賃低廉化制度を大幅に拡充すること。
- 3 空き家などの改修・登録に取り組む不動産事業者と貸主へのインセンティブ強化や新型コロナウイルス感染症拡大防止等を推進するため、住宅セーフティネット制度の改修費補助及び登録促進に係る取組への支援を拡充すること。
- 4 住宅セーフティネット制度の家賃債務保証料の低廉化制度を拡充し、残置物処分費用や原状回復費用に係る貸主の負担軽減を図ること。
- 5 居住支援法人活動支援事業において、入居件数や住宅の類型別の単価に加え、特に支援に困難を伴う障がい者や刑務所出所者等への支援を手厚く評価し、加算する制度を設けること。
- 6 令和2年度第二次補正予算において創設した、生活困窮者及び生活保護受給者に対して、相談受付・住まい確保のための支援・住まい確保後の定着支援など相談者の状況に応じた一貫した支援を可能とする事業を次年度以降も継続的かつ全国で実施できるよう、恒久化し、事業に取り組む地方公共団体の増加を図ること。
- 7 刑務所を出所した後の帰住先の調整がなかなかつかない高齢者や障がい者等に対し、保護観察所や更生保護施設等が、受刑中から支援を実施し、居住支援法人等と連携しながら適切な帰住先

を確保するとともに、出所後も切れ目のない、息の長い見守り支援を訪問型で行う事業を創設すること。また、自立準備ホームの登録件数の増加を推進すること。

8 住生活基本法や住宅セーフティネット法等住宅施策全般において、国土交通省と厚生労働省、都道府県・市区町村の役割・責務を明確化するとともに、法律を共管とするなど抜本的な連携強化を図ること。また、支援ニーズの把握・見える化・共有を推進し、市区町村における居住支援協議会設置や住生活基本計画の策定促進等、地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層の連携強化を図ること。

9 令和3年度から改正社会福祉法に基づきスタートする重層的支援体制整備事業において、必要な予算を確保して居住支援などの参加支援の充実を図る等、市町村の包括的支援体制の構築を進め、必要な支援の提供を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 後期高齢者の医療費窓口負担割合の引き上げを行わないことを求める意見書（案）

【共産党提案】

厚生労働省は2020年11月19日、75歳以上の後期高齢者が医療機関で支払う窓口負担について、最小で約200万人、最大で約605万人の負担割合を、現行の原則1割から2割に引き上げるなどとした、患者負担増案を社会保障審議会の医療保険部会に示した。

後期高齢者の窓口負担は現在、年収約383万円以上の人は現役並みだとして3割とされている。全体の7%、約130万人がその対象である。それ以外は非課税世帯であっても1割負担で、一般所得の人（全体の52%、約945万人）と非課税世帯などの低所得の人（同41%、約740万人）となっている。

後期高齢者の窓口負担増計画は、安倍前首相が議長を務めた全世代型社会保障検討会議が、2019年12月に発表した中間報告に基づくもので、いわゆる団塊の世代（1947から1949年生まれ）が75歳になり始める2022年度初めからの実施を目指し、年内に結論を出すとしている。厚生労働省は、住民税非課税世帯を除く約945万人を現行の1割負担から2割負担にした場合、一人当たり年平均34,000円の負担増になる推計を公表している。緩和策として増額分に上限を設ける配慮措置を示しているが、抑制額は一人当たり年平均約4,000円に留まり、しかも2年間だけの経過措置である。公的年金が抑制され収入が増えない高齢者にとって、余りに大きな打撃となる。

75歳以上の国民の多くは収入が少なく、増える見込みもないが、年齢が進むにつれ複数の診療科や医療機関にかからざるを得ず、受診回数も増えるため、年収に対する窓口負担割合で見ると40歳から50歳代の2倍から6倍近い負担をしているのが実態である。また高齢者の負担は医療費だけではない。介護保険でも、一定所得以上の人は利用料の2割から3割の負担が強いられ、現在、原則2割負担導入の議論も行われている。加えて、医療、介護とも保険料は増加の一途をたどっている。こうした高齢者にさらに重荷を強いることは、必要な医療を受けることを妨げ、早期発見・治療の遅れで重症化を引き起こすことになる。重症化すれば、逆に医療費が膨らむことから、今般示された窓口負担の負担増にはまったく道理がない。国民健康保険料が払えず、医療にかかれぬまま命を落とすという痛ましい事例は後を絶たず、同じことを繰り返すわけにはいかない。

コロナ禍での受診控えで高齢者の健康への影響が懸念される中での原則2割負担化に対し、「さらなる受診控えを生じさせかねない政策をとり、高齢者に追い打ちをかけるべきではない」と、日本医師会をはじめとして批判が相次いでいる。

2008年の後期高齢者医療制度開始時、政府は原則1割負担について高齢者が心配なく医療を受けられる仕組みだと説明し、維持したいと表明していた。2割負担を導入することは、厚生労働省がホームページで掲げている誰もが安心して医療を受けられるという国民皆保険制度の大原則を覆すものである。

よって、国及び政府においては、新型コロナウイルス感染症から高齢者をはじめ国民の命と健康を守る体制の強化が何よりも急がれる時に、これに逆行する後期高齢者の医療費窓口負担の引き上げを行わないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 日本学術会議第 25 期推薦会員の任命拒否を撤回することを求める意見書（案）

【共産党提案】

菅義偉内閣総理大臣は、日本学術会議第 25 期推薦会員の任命において、同会議が推薦した候補者のうち 6 名を任命しなかった。任命を拒否された 6 名は、刑事法学、憲法学、行政法学、政治学、歴史学、キリスト教学など、いずれも人文科学の領域で顕著な業績を持つ方々である。

日本学術会議法は第 3 条に「独立して」「職務を行う」と、政府からの独立性をうたい、会員の推薦は第 17 条により学術会議が行うものとされ、第 7 条の内閣総理大臣の任命権を制約している。この独立性と任命権の制約は、戦前戦中の国家による学問思想統制に対する反省に立った条文である。1983 年に会員の選出を公選制から推薦制に変更する際にも、当時の中曽根総理大臣が「形式的任命にすぎない」と答弁している。そうした法規定に基づいて日本学術会議が選考・推薦した者を首相が任命しないことは、明らかな違法行為である。学問的な研究と業績の評価による会員の選考に政治が介入することは、あってはならないことである。

その上、首相は今回 6 名を任命しなかったことについて、「総合的、俯瞰的に判断した」などと具体的な説明を拒否している。権力者の意に沿わない者は理由なく切るということがまかりとおれば、学問の自由を侵害するだけでなく、思想・言論・表現の自由の抑圧につながりかねない。任命拒否が明らかになった 2020 年 10 月 1 日からわずか 1 カ月間で、多数の学協会や大学・大学人をはじめ、教団を超えた宗教者、自然保護団体や消費者団体、映画人や演劇人、作家、ジャーナリストなど幅広い団体や個人から任命拒否に抗議する声明が出されるなど、前例のない任命拒否に対して、幅広い分野から批判が広がっている。

よって、国及び政府においては、日本学術会議推薦会員の任命拒否は、民主主義の根幹に関わる問題であることから、下記 2 項目の速やかな実施を強く求めるものである。

### 記

- 1 日本学術会議が推薦した会員候補者のうち、6 名が任命されない理由を説明すること。
- 2 日本学術会議が推薦した会員候補者の任命見送りを撤回して任命すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

## 新型コロナウイルスワクチンの検証的臨床試験の確実な実施と、接種の自己決定を 尊重することを求める意見書（案）

【共産党提案】

新型コロナウイルスの感染者は2020年11月24日現在、全世界で6,000万人に上るとともに、死者は140万人に及んでおり、ワクチンの完成が待望されている。しかし、ワクチンは薬剤を投与して人為的に免疫を作るものであり、たびたび重篤な副作用が発生し社会問題となっている。免疫には個人差があり、海外の承認薬を国内で使い重大な副作用が起きたこともある。2002年に発生したSARSのワクチンは、一度開発に成功したと発表されたものの、その後の実験で抗体依存性感染増強という副作用が発現し、現在もワクチンは存在しない。

新型コロナウイルスワクチンについては、アメリカ合衆国のファイザー社が自国の政府に許可申請を行い、2020年11月20日時点で日本でも近日中に申請を行うと報道され、他社からも有効性確認が発表されるなど臨床使用に向け取組が進んでいる。しかし、ワクチンが切望されるあまり、基礎研究から薬事承認、生産に至る全過程が加速されており、安全性が後回しにされることが懸念される。しっかりと検証的臨床試験（第三相試験）を行う必要があるが、国会での検証的臨床試験を求める質問に対し、田村厚生労働大臣は、試験を欧米並みにする場合、ワクチン接種時期がかなり遅れる旨を11月18日の衆議院厚生労働委員会で答弁し、実施については明言していない。

このような状況下で成立した予防接種法改正は、新型コロナウイルスワクチンの接種を原則、努力義務としているが、検証的臨床試験が行われなければ安全性は担保されず、予防接種法では特例で努力義務を適用しないことが可能となっているものの、努力義務を課す状況にはない。

以上のことを踏まえ、国及び政府においては、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 ワクチン承認は、国民の命と健康に重大な影響を及ぼすものであり、新型コロナウイルスワクチンについても検証的臨床試験（第三相試験）を確実に実施すること。
- 2 承認されたワクチンについては、国民に有効性、安全性情報を全て明らかにし、情報が行き渡るよう広報に取り組むこと。
- 3 ワクチン接種については、国民が自己決定できるよう、努力義務としないこと。
- 4 接種をするか否かで国民間で差別や偏見を生み出さないよう、過剰な接種勧奨を行わず、健康状態や不安などから接種できない人がいることに対し理解が進むよう啓発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 少人数学級の速やかな実施を求める意見書（案）

【共産党提案】

未来を担う子どもたちに行き届いた教育を保障し、充実させることは、世界の多くの国が力を入れている最重要課題である。先進国では、1980年代から少人数学級へ進み出し、学級編成の上限はほぼ30人で、実際の児童生徒数の平均は20人程度とされている。日本の法定基準は小学1年生のみ35人で、それ以外は40人と、世界から見ても大きく立ち遅れており、各地方公共団体の努力によって少人数学級化が進められている状況にある。

コロナ禍で分散登校が実施され、20人程度の少人数単位での学校生活を経験した子どもたちからは、先生が丁寧に勉強を見てくれた、話をよく聞いてくれたという声が上がっており、教員からはマスク越しでも子ども一人一人の表情が良く感じ取れた、それぞれの勉強のつまづきを丁寧に見られた、保護者からも子どもたちが、学校が楽しいと出かけていくという声が上がっており、不登校の生徒数が減ったとの報告もある。しかし、35人から40人の学級に戻ってからは、感染を防ぐための身体的距離がとれないことはもちろん、消毒や清掃作業など教員の業務は増加し、コロナ禍の不安にさらされた子どもたちへの十分なケアもままならない状況におかれている。

現在、新型コロナウイルス感染症感染拡大の第三波とも言われる状況が進行し、大津市内でも生徒や教員の感染が発生している。子どもたちと教員の命と健康を守るためにも、少人数学級の実現は一刻の猶予も許されない。

少人数学級の実現を求める地方議会の意見書の可決は急速に広がり、2020年11月15日時点で16道県を含む534議会に達している。また7月には、全国知事会、市長会、町村会の首長3団体も連名で、新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言を政府に提出し、学校教育環境の早急な整備、少人数学級早期導入を求め、全国小学校、中学校、高等学校の校長会も要望を行っている。文部科学省は来年度予算の概算要求で、義務教育標準法の改正も視野に少人数指導体制の整備を、金額を明示しない事項要求として盛り込み、萩生田文部科学大臣も2020年11月13日の衆議院文部科学委員会で、「30人が望ましいと私は思う。不退転の決意で臨む」と答弁している。子どもたち一人一人が、のびのびと暮らし、学び合うことを可能にする少人数学級の実施は、今や国民的課題である。

よって、国及び政府においては、国民の声に応え、新型コロナ感染症の危険の中で学ぶ子どもたちに、学びと育ちを保障し、安全安心な教育環境をつくるために、法改正により少人数学級を早期に実現することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 長引くコロナ禍の下での営業や雇用を守る支援の継続・拡充を求める意見書（案）

【共産党提案】

コロナ禍が長期化する下で、事業者と雇用の危機が極めて深刻になっている。東京商工リサーチの調査（10月実施分）によると、コロナ禍が長引いた場合に廃業を検討する可能性があると答えた中小業者は8.6%、全中小企業に当てはめれば、30万社を超える事業者が廃業の危機に瀕している。特に地域経済の支え手である中小企業の経営者からは、消費税増税の上にコロナ禍により大きな打撃を受け、このままでは年が越せない、支援の手が届かなければ事業継続を諦めざるを得ないという悲痛な声が相次いでいる。

こうした声がある中、政府の直接支援の対策は今年中を対象としており、財務省の諮問機関である財政制度等審議会は、中小企業の売上げは大幅に減少し、コロナ関連倒産が一定程度発生しているとしながらも、給付金対策で低水準に抑制できているとして、中小事業者などに支給する持続化給付金と家賃支援給付金を、当初の予定通り来年1月15日で終了させる方向性を示している。

さらに雇用者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前に比べて6月は約145万人減、8月でも約117万人減と、リーマン・ショックの際の約94万人の雇用者減と比べても過去最悪の状況となっている。

政府の自粛要請に応じて、イベントの中止や延期、ライブハウス等の営業の自粛、入場者数の制限などを行い、新型コロナウイルス感染防止に取り組んできた文化・芸術関係者の損失は甚大である。ぴあ総研の調査では、中止・延期による損失は、今年2月から1年間で約6,900億円と推計され、また、協同組合日本俳優連合が取り組んでいるアンケートでは、2月末から収入が50%以下に落ち込んでいるフリーランスが、8割に及ぶという実態が示されている。しかし、現行の支援策は新規事業に対する助成のみで、損失は補償されないため、借金を抱え、新たな事業に取り組むこともできない企業や離職者も生まれている。菅首相が設置した成長戦略会議には日本の中小企業数は今の半数でよいと公言するメンバーが入り、中小企業の淘汰が話し合われるなど、現場の深刻な実態からかけ離れた議論が行われているが、このような危機的状況を放置すれば、日本の経済・文化に甚大な被害をもたらす、コロナ恐慌を引き起こしかねない。コロナ禍を経済恐慌に深化させないために、支援の継続、拡充を行い、国民の暮らし、雇用、営業を守ることは政治の責任、政府の責任である。

よって、国及び政府においては、下記の事項を速やかに実施することを強く求める。

### 記

- 1 休業支援金や家賃支援給付金など、制度はつくったが支援が届いていないという事態を直ちに是正する実効性のある措置をとること。
- 2 雇用調整助成金のコロナ特例、家賃支援給付金の延長、持続化給付金の第2弾の実施、生活困窮者のための貸付金を延長し返済免除の拡充、イベント等の中止・延期による損失を補償するための文化芸術復興基金の創設を実施すること。
- 3 コロナ禍のもとでも資産を増やしている富裕層などに課税を行い、消費税を5%に減税するとともに、経営困難な中小業者に2019年度と2020年度分の消費税の納税を免除すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。